

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

# 第 25 期川崎町農業委員会

## 令和 5 年 10 月総会議事録

期 日 令和5年10月10日(火)

場 所 川崎町役場庁舎  
2階 入札室

令和5年10月10日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(10人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
	11番 山下 理江	
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(3人)

4番 西山 一郎
10番 原口 友博
12番 原 健治

農地利用最適化推進委員(2名)

材木 幸信
金子 進

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名

●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案債2号 農地法第4条の規定による許可申請について

その他 農地パトロールに伴う意向調査について

事務局長 皆様こんばんは、まだまだ農繁期のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは定刻になりましたので、ただいまから令和5年10月の農業委員会総会を開催いたします。

会長 まず田所会長より御挨拶をお願いいたします。  
改めてこんばんわ。稲刈りも大体終わりに近づいてきたかと思いますが、まだ残っている方もいらっしゃると思いますけど、農作業については十分注意をお願いします。それから朝晩が冷え込みが激しくなってきました。また、日中との寒暖差も非常に大きい地域もありますので、体調面については、それぞれ十分注意していただきたいというふうに思っております。

事務局長 それからあとで事務局から説明がありますが、一筆調査と意向調査があります。そういうことで農業委員としてもお忙しいかと思えますけどもよろしくお願ひしたいと思えます。  
会長ありがとうございます。  
それでは出欠確認です。●●委員より欠席の連絡をいただいております。あと●●委員と●●委員が、もしかしたら間に合わないかもしれないということですが、定足数に達しておりますので本総会は成立しております。  
また推進員さんは、●●推進委員と●●推進委員が欠席で4名の出席であります。  
それではこれより議事を行いたいと思えます。  
議長は会議規則第4条の規定により会長をお願いいたしますので、議事進行をお願いいたします。

議長 はい。議事に入ります。  
議事日程1の議事録署名委員の決定について議題といたします。  
議事録署名委員は議長において指名することで異議ございませんか。（異議なし）  
異議なしと認め、署名は●●番●●委員、●●番●●委員、お願いいたします。  
それでは議案に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、番号1について、この件は●●委員ご本人に関する案件ですので、川崎町農業委員会規則第15条により、●●委員は退席をお願いいたします。（●●委員退席）  
それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局係長 はい。ではですね、議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、番号、1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字池尻●●番地、氏名、●●、年齢、75、家族構成、人員、3、農主、1、農従、1、耕作面積、12,203㎡、合計12,203㎡、譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、年齢、65、家族構成、人員、2、農主農従はいません。耕作面積、1,815㎡、合計1,815㎡です。農機具の状況、●●氏はトラク

ター、コンバイン、田植機、刈払機などありますが、譲渡人の●●さんのほうはありません。

土地の所在、大字、池尻、字、前田、地番、●●番ほか、合計2筆、地目が畑で地積が940㎡ほか、合計1,815㎡、通作時間が車で7分で、申請理由は贈与になります。

この土地はですね、●●橋の横のところの草がいっぱい生えているところで、3ページの航空写真を見てもらって分かるように、緑色のところになります。ここは近隣の方から役場のほうに、草ぼうぼうで何とかしてもらえんやろかということで苦情が入った件を、農地所有者の●●さんのほうに連絡したところ、●●さんのほうから●●さんのほうに譲りたいということの話が出来たみたいで、草ぼうぼうの農地をそのまま●●さんのほうに譲るということになりました。

9月29日に、●●委員と、●●委員とで現地確認に行きました。2ページに位置図、3ページに航空写真をつけてますので、よろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明は終わりましたが、現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい。先日、9月29日に●●委員と事務局と現地確認を行ってまいりました。

場所は、●●駅の道を挟んで前のあたりになります。今現在草が結構生えてましたけど、草刈りさえすれば問題なく利用できるような農地でした。特に問題はないかと思えます。以上です。

議 長

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりましたが質疑のある方、挙手をお願いいたします。（質疑なし）

ないようですのでお諮りします。議案第1号番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認といたします。（●●委員着席）

続きまして議案第2号、番号1について、この案件については、●●委員ご本人に関する案件ですので、川崎町農業委員会規則第15条により、●●委員は退席をお願いいたします。（●●委員退席）

それでは事務局説明方をお願いします。

事務局係長

はい。議案第2号、農地法4条の規定による許可申請について、番号、1、申請人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、田原、字、大行事ほか、地番、●●番ほか合計3筆になります。登記地目は田ほかで地積、387㎡ほか合計892㎡です。

申請理由は、6ページの航空写真を見てもらったら分かると思うんですけども、この赤で囲まれたところが谷になってまして、ここを野菜等の露地栽培の育苗地として、埋立てして使いたいとい

うことで、申請目的は育苗施設への転用です。

ここはですね、航空写真の（赤で囲んだ）緑色のところが谷になってまして、そこの前の道路の高さまで上げたいということで、上げることによって、育苗地として軽トラックなんかで入って行って農地を耕作しやすくするために埋立てしたいということになりました。

こども、9月29日に、●●委員と、●●委員とで、現地確認行ってきました。5ページに位置図、6ページに航空写真をつけてますので、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい。9月の29日に●●委員と事務局とで現地確認にいきました。現在の管理はちゃんとされているようですので、特に問題ないかと思われま。以上です。

議 長

事務局及び●●委員の説明が終わりました。質疑のある方挙手をお願いいたします。

●●委員

すいません。私、現地見に行ったんですけど、かなりの谷底なので、何を埋めるのかなというのを思ったんですけど。

事務局長

埋立ての材料は何かということであれば、山砂です。

議 長

いいですかね。他に御意見ございませんか。（質疑なし）

ないようですのでお諮りいたします。議案第2号番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成多数）はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第2号番号1、農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認とし県に進達いたします。

（●●委員着席）

はい、ではその他に入ります。その他何かないですか。

事務局長

はい。事務局から、何点かございますがまず最初に、議案書のほうにも載せていただいておりますが、一筆調査が終わったばかりの地域、これからの地域もある中で大変恐縮でございますが、初めての方もいらっしゃいますが、8月に農地パトロールしていただいた結果で、遊休農地の意向調査ということで、またお願いしたいと思っております。

この後ですね、机上に配付させていただいてる方もいらっしゃいますが、地区割りとかがございますので、池尻地区の委員さんと田原地区の委員さん、安宅地区の委員さん残っていただいて、担当割の御相談をさせていただきたいと思っております。総会が終わった後残ってください。お願いいたします。

議 長

農地パトロールの件いいですかね。安宅と池尻、田原、後で調整ということですから、その地区の方は後で調整したいということでございますので居残りのほうをお願いしたいと思います。

ほかにその他。

●●委員

はい。この意向調査に関して、木城地区は結局（農地は）ああいふうな地形の関係で、振興的じゃないよね、ただ管理しようと

いうだけのことであって、毎年、もう行っても同じことしか書いてくれんよ。中には痴呆症にかかった人もおるし、話したところで全くほかの話になってしまう人もおるんよね。

そんな感じで同じことしかできない、去年した意向調査のときもそうやったんよね。同じような内容しか出来ん状態、地形的に言うて、狭い土地とかばかりで、農地に復旧できるまで、出来ん事なからうけど、ちゃんとしたことをしてやらなちょっと無理と思うよ、ああいう地区はね、荒平地区もそうやけど、この前、事務局も見て、見たら分かると思うんで、山間地と平たん地の土地の状況が全然違うけど、そこんとこをちょっと考えてせないけんと思うんよね。漠然とただこれ、（アンケートを）書いてもらうだけやったらもう、同じことし書いてくれんもん。また来たと言われる。なぜ同じことなしするんかって言われる。そこんとこちょっと考慮してくれんないと、（調査に）行った者もやりがいがないと思うけど。

事務局長

はい。今のお話は、意向調査をしたものの、その結果に基づいて、何も手だてとか、そういうのがないんじゃないかという御指摘と思います。

議長

私のところもそうやけど、毎年行くたびに同じ答え、自分でする中間管理に出す、同じ答えばかりでそれから進歩が全くないので、●●委員のところ（担当場所）だけじゃない。多分ほかのところも結構あると思う。

●●委員

これが田原地区とかならば意外と開けちゃうやろ。川崎の大体中心地やき農地にしても、あんまりもうないとは思うんやけどね。

議長

それを、毎年毎年行って毎年毎年同じ答え返ってくることをどうするかということをお内田委員が言っていると思うんで、そのところをおこの農業委員会の中で各委員の中で話をして、そういう、例えば3年5年も同じような人はもう、調査報告から外すか、あるいはもう、地目を変更するか、そういうどちらかの、何らかの形を取らんと私も行くたびに思いようんやけど本当幾たび同じ答えしか返ってこない。こういう場合はどうするかっていうのはやっぱり、こんな中で意見を出し合っていて、どういうふうに取り組むかということをやっぱり考えていったほうがいいかなとは思う。

●●委員

悪い土地やないけどその土地を集積してね、農地に復帰するんならねそれなりのね、基盤整備じゃないけど、集めて、一つの地区として。

議長

そういうところに入って、農家誰がつくってくれて言っても、つくる人がいない（という課題もある）。

●●委員

もう同じことばかり言われるよね、もうずっと米がつくれる状態じゃない、なぜ同じ調査をするんか、（耕作する）誰がおるんかというような感じで言われたら、もう調査行くのも嫌になる。

議長

どうしたらいいかと自分でもよく思うけども、そのところ、それぞれ考えて何か意見出しよって、何かいい対策を取らないと本

- 当毎年同じことになる。
- 副会長 今年に中間管理機構に頼むって書いても、また次の年も同じことを回答する。
- 委員 中間管理機構もこんな土地は受け合わん。実際中間管理機構がそういう（こんな土地は無理）。そんなところは町としても考えないけんと思う
- 事務局長 たしかに中間管理機構が受けるのは「耕作可能な農地」となってますから。
- 事務局としましては、私どもは今年初めてなんですけども状況としては、ずっと同じなんだろうなというのは理解出来ますので、木がいっぱい生えていたり、耕作者がいないような同じようなところを調査して、同じような回答をもらって、そのままなのかというところはあると思います。
- 議長 調査する人がその年によって変わっても、調査対象者が毎年同じなんです。
- 委員 お母さん1人のとこで、お父さんがなくなるときにね、うちの土地がどこにあるか教えてくれないまま亡くなって、いま持ってきて私も分かんんですよって言われる。
- 議長 娘さんがおるけど嫁いで出て行ってるんで田んぼがあるけど私はどこにあるか知らんとかね。結構多いよ。うちにそんな田んぼあるんですかと聞かれるくらい。
- 委員 国に返還する方法もある、抵当権とか何も入ってないと国に戻すよう、町のほうで手続きしてやる方法があるはず。川崎町でまだないなら、指導というような手法もいいとは思うんやけどね。
- 事務局長 先ほど私が調査と言いましたけれども、ずっと変わらないところ、パトロール対象からどうするかとかいうところから考えなきゃいけないかなと思います。
- 議長 今年の結果で、もう3年も4年も（回答が）一緒っていうような人は、別枠で書いて事務局に出して、この人たちとか耕作放棄地で非農地のようなところは、農地パトロールから除外する方法もある。
- 委員 農地やったら税金が安いんで農地を外したくないっていう考え方もある。一応今のきれいなところをこのまま守っていくべきか、そういうようなところを作れるようにまでするのかの問題。作れるようにするならその地区に話して基盤整備もう1回するかどうか。木城あたりはもうつくられんところが川崎と境目のところにあるやんか。東川崎とか太田とか境目のところは、両方が（区画整備を）一緒に土地の中に入って持ち主が同じほうがいいからね、中山間だったら。
- 議長 私もメモ見たけども毎年同じ人が上がってきますよ。
- 委員 同じこと（の繰り返し）で、行きたくないんじゃないけどさ、「同じようなことで何回もなし来るんか」と言われて嫌なときもある。調査の理由を説明しても調査される側は納得してくれない。

- 委員 農地を持っている以上は、その人にも責任があると思うんですよね。私は知らんていうのはちょっと、駄目じゃないかと思いません。お父さんしか知らなかったのなら、現状で農地があることこの農地をどうするか責任があることを農業委員から御説明して、ある程度決めていただかないと、もう全部役場に押しつけてもどうしようもないと思うんですよね。（意向調査に）行くのが嫌だから（調査対象から）除外するとかするのはダメだと思う。
- 議長 農地があること知らんちゅうのは、親がもう全く教えてないとかいうのがあるんですね。それでこっちがここに農地がありますよって言ったら番地見てもそれどこやろかっていうな感じで、農業委員も番地見ただけじゃどこがちょっとはっきり分らんわけよね。字図とか持ってい行ってればいいんやろうけどね
- 委員 農地パトロールで遊休農地と判断したところに調査に行っているはずなので、その土地がどこにあるか農業委員は把握してるわけですよね。
- 議長 調査で回った農業委員は分かるけど、本人とか相続人が分らんことがある。相続で名義を替えていけばいいけど替えていないのがある。
- 委員 知らない（ので回答しない、できない）というのはおかしいと思う。そういうのをちょこっとずつ、その人たちに教えていっていかさう（農業委員として）仕事をしてみたらいいんじゃないかと思う。それか、使える農地と使えない農地を分けるというのもある。
- 委員 70とか80とか何年も先が短い（人もいる）やろ。難しいね。
- 副会長 全部じゃもう農地は要らん、どうにかしてくれといわれる。
- 委員 私の地区はお年を召した方が多くて、息子さんたちにお渡しするんですよね。
- 委員 特に1番悪いのはね、川崎町で農業していこうかという後継者が、結果おらんやろ。営農組合も作りきらんし、あるとは木城だけやろ。これじゃやっぱり自分が持っている土地を守っていくのは平べったいところを作るのが精いっぱいと思う。大きいところは跡取りが居ってもよそのところまで手を掛けようかっていう人は少ないと思う。川崎町で今度調査して分かっちゃうと思うけど誰が手あげた。一筆調査でもう大体結果が出たやろ。
- 事務局係長 今、回収段階でまだです。
- 委員 その回収してみたときに、そのまま後も（耕作）するちゅう人がおるか。
- 議長 跡を継ぐといっても、今親が持つとる部分はするけどそこまで手を広げる人はおらんよね。9割方が現状維持やろ。
- 事務局係長 現状維持っていうのが多いです。
- 委員 結局もう川崎町で農業を続けようとする人が居ない（少ない）ので、作れんごとなったところは●●がつくっている。
- 委員 もうつけれないと分かっているところに、持っていくんですけど、分かるんですけど、やっぱり持っていけないことには、結局野

放しになるっていうか、それこそどんな業者が入るかも分からないような土地になるのはちょっとあれだと思うんで、やっぱりこういう調査は年1回はあったほうがいいんじゃないかなっていうのが私の意見です。

議長

いずれにしろ農地パトロールのこの調査はしなきゃいけないんで、今言うような形の中で、3年5年も同じという人については、ちょっとこの意向調査票に書いていただいて、ちょっと事務局はまだ把握してない部分が結構あると思うので、今回それを書いてもらって事務局のほうでそういう農地がどのくらいあるかというの、それも含めて、そういう件数とか面積とかを含めてちょっと、纏めてもらうということで、そういうもう手のつけられるような人についての対策というのは今後の課題としてですね、どうするかというものをちょっと考えていくべきじゃないかなとは思う。もうちょっと自分が今これもうちょい中みみたいな毎年同じ。

●●委員  
議長

今調査票を見たけど、毎年同じ回答のところ。誰がつくってくれたらつくってもらいたいという回答もあるけど、その土地にいったら、もう人がつくるような土地じゃないわけですよ。もう水はないし、通り道じゃないし、そういうのが結構あるんでね。やっぱりもう今農業するいうたらある程度大型機械が入るような、圃場でないと困るところやったらもう受け手のおらんのよね。受けてらんでいうよりも、もうそんなとこまでつくらんという人が多いからね。

●●委員  
議長

それは確かにあるね。よその町の例でも、大型機械が使えない小さい機械でも通るのに危険なので圃場整備事業を始めた。東川崎行政区もそういう農地があって、誰かつくらないか募集したが誰もいなかった。中間管理機構に相談したが、とても登録できるような土地じゃないと断られた。

●●委員  
議長

みんなが預かった調査票を見ても毎年同じ人と思う。今年はそうして（例年通り調査して、何年も同じ回答のところを）事務局で把握してどうするか思案しながらまたみんなと話の中で対策を考えていかないとしようがないかと思う。農振地域の見直しもせないけん。

●●委員

この際、地図にちゃんと落とすほうがよい。整備できるところは、農政局に相談して、基盤整備する方法があるからそういった方向にもっていきべきやないかと思う。これは一応はこれから目が農振地域ちゅうか山の上のねいかれてね、あと上の心配もしてあげなっちゃうんじゃないかと、子供は老人地域でちょっと見直しせないかんそうだよ。

事務局長

農林振興課のほうの業務で、農振地域の基本的な見直しを今年度から施行するんですよ。その中で農振地域の見直し農用地区域の見直しをして、例えば農地パトロールは農用地区域対象とか、耕作可能なところはもう見直していくというのも一つの手かなあというのは今思いました。

議長　　そういう形でちょっと話を進めて、農振地域の見直しもね、ある  
ちゅうことやから、そのところを兼ね合わせて今後の対策と  
いう形のものでお願いします。今回は配布した調査票のそういう  
形で一応やってもらって、ここはもう5年、5年以上もこういう  
状況とか書いてもらっておけば、事務局のほうで把握しやすいと  
思うんで、向こうから10年以上つくってないとかいうのははっ  
きり将来はもうそういう形でね、出してもらえればいいかなと思  
います。そういうことでこの意向調査のほうはお願いいたしま  
す。

事務局長　ほかに、その他、事務局何かありますか。  
はい。明後日、農業委員・農地利用適応推進員の田川地区の研修  
会がありまして7名の方に出席していただけることになっており  
ます。御都合があると思いますので御自分で行かれる方はご自分  
で行っていただいて、一緒に行ける方はハイエースを用意してお  
りますので、8時半役場出発となりますので、役場のほうに集合  
をお願いいたします。

議長　　場所は、青少年文化ホールです。警察署側です。  
いいですかね。12日の田川地区の研修は、8時半に役場出発、  
個人で行かれる方については直接会場のほうにお願いしたいとい  
うことですが、よろしくをお願いします。

ほかにないですか。  
ないようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いた  
しました。

次回の総会は11月10日、1時30分から開催します。  
時間を間違えないようお願いいたします。

以上をもちまして川崎町農業委員会10月総会を閉会いたしま  
す。  
どうもお疲れさまでございました。

閉会　19時40分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

番委員 \_\_\_\_\_.

番委員 \_\_\_\_\_.

議長 \_\_\_\_\_.